破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目14番６号　三和ビル104号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目33番29号
破産者　西留　正幸
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名3968番地
破産者　石山美保子
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２０３号
北海道岩見沢市日の出南３丁目８番９号
破産者　大塚　寿之
１　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
２　一般調査期日　平成23年４月22日午前10時30分
平成23年２月18日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第６９４４号
大阪市中央区南船場１丁目13番４号
破産者　株式会社ビッグワン
１　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
２　一般調査期日　平成23年４月20日午後３時
平成23年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９５号
神戸市垂水区王居殿３丁目23―21ブリード垂水202号、住民票上の住所神戸市中央区国香通６丁目３番１号森ハイツ２－Ｃ号
破産者　越智　良典
１　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
２　一般調査期日　平成23年４月14日午前10時15分
平成23年２月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８８号
山梨県甲府市住吉２丁目１番２号
破産者　輿水　惠典
１　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
２　一般調査期日　平成23年５月20日午後２時
平成23年２月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９６１号
京都市左京区下鴨松ノ木町67番地の35
破産者　多田傳一郎
１　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
２　一般調査期日　平成23年４月20日午後３時
平成23年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０８号
さいたま市北区日進町２丁目1309番地の３
破産者　日建電気工事株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年３月29日まで
２　一般調査期日　平成23年５月24日午前11時
平成23年２月15日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２２年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津311番地１
破産者　石橋　　薫
特別調査期間　平成23年３月７日から平成23年３月11日まで
平成23年２月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５２号
石川県羽咋市大川町ヤ73番地１
破産者　山崎　哲男
異議申述期間　平成23年４月１日まで
平成23年２月18日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第６５８号
宮崎市田代町116番地３
破産者　株式会社アート技建
異議申述期間　平成23年４月18日まで
平成23年２月18日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第４５３号
鹿児島県日置市東市来町伊作田7073番地１
破産者　ジェイトライ株式会社
異議申述期間　平成23年４月19日まで
平成23年２月18日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１４７１号
東京都足立区西綾瀬１丁目３－５－402
破産者　大久保　隆
免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
平成23年２月18日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１００１号
神戸市中央区中山手通２丁目18番10号
清算株式会社　株式会社ＢＥＲＧ
代表清算人　申　　英敏
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２号
熊本市上熊本３丁目16番17号
清算株式会社　株式会社ドアポケット
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１０１号
鹿児島市東俣町3833番地11
清算株式会社　南海建設株式会社
代表清算人　玉利　則昭
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

包括的禁止命令

平成２２年（再）第８８号
東京都八王子市叶谷町1055番地
再生債務者　株式会社アーム電子
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１２号
東京都港区高輪３丁目23番17号　品川センタービルディング11階
再生債務者　ネクステック株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目１番９号ロイクラトン虎ノ門５階　石井和男法律事務所　弁護士　石井　和男
平成23年２月14日
東京地方裁判所民事第20部